

大工技能者等の担い手確保・育成事業 を実施する者に対する補助事業の公募についての公示

令和6年3月11日

国土交通省住宅局長 石坂 聡

この度、大工技能者等の担い手確保・育成事業を実施する者に対する補助事業の公募を開始しますのでお知らせします。

※ 本公募は、令和6年度予算によるものであり、令和6年度予算成立が事業実施の前提となります。

本事業は、大工技能者の減少・高齢化が進行する中、処遇改善、働き方改革、外国人受入れや女性活躍等といった環境変化に対応しつつ大工技能者等を確保・育成するための研修活動等を支援することにより、木造住宅の生産体制の整備を推進することを目的とするものです。

1 補助対象とする事業の内容

大工技能者等に関する民間団体等が実施する大工技能者等の担い手の確保・育成の取組で、次の(1)又は(2)に該当するもの。

(1) 育成の取組

- ・大工技能者等を対象とした木造住宅の新築・リフォーム等の技能習得に係る研修

(2) 確保の取組

- ・将来世代の確保（処遇改善、DX推進による労働環境向上等）に向けた取組

2 補助対象とする事業者の要件

本事業への参加は、大工技能者等に関する団体・協議会や、地域における複数の大工技能者等関係団体・機関によるグループであって、次の(1)から(5)までの全てを満たすことを要件とする。

- (1) 補助事業を適確に遂行するに足る実施方法等の企画能力を有すること。
- (2) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な体制、専門知識を有する人員等（代表者、事業実施責任者等）を有していること。
- (3) 補助事業の適切な遂行に必要な組織・人員、経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力（会計帳簿、監査体制等）を有していること。
- (4) 補助事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 補助事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

※過去3カ年度内に住宅局所管事業補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことのある者は本補助金への申請を原則として制限するものとする。

※暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団若しくは暴力団員を利用している者、資金等の供給若しくは便宜の供与等により直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者、又は暴力団若しくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者は本補助金への申請を制限するものとする。

3 事業の要件

1 (1)及び(2)について補助を受けようとする事業は、次の(1)から(7)までの全てを満たす事業内容であることを要件とする。

- (1) 大工技能者等の担い手確保・育成に向けて、各団体・地域にとって目指す姿（基本理念）や最適な確保・育成スキーム（育成→処遇改善→魅力向上→新人確保の好循環など）が構築され、計画的かつ持続的な取組となっていること。
- (2) 本事業を行うに当たっての団体として取り組む必要のある理由についての分析がなされ、実施しようとする内容がその課題解決に向けた適切なものとなっていること。
- (3) 本事業による大工技能者等の育成や確保の定量的目標もしくは定性的目標を設定し、年度末に目標の達成状況を報告すること。
- (4) 本事業による大工技能者等の育成や確保の取組内容が、(3)に掲げる目標の達成に資するよう適切に設定されていること。
- (5) 本事業による大工技能者等の育成や確保の検討・実施体制及び実施環境が、(3)に掲げる達成目標や(4)に掲げる取組内容と整合していること。
- (6) 他の補助金等が交付されている、又はその予定がある事業については、当該補助金等の対象となる事業と明確に区分できる事業であること。
- (7) 育成に係る取組については、参加者（受講生）に適切な参加費用を求めること。なお、確保（処遇改善等）に係る取組については、参加者等に参加費用を求めることは要しない。

4 公募要領の交付期間及び担当部局等

- (1) 交付期間

令和6年3月11日(月)から令和6年3月27日(水)18時まで

- (2) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室 佐々木

電子メール hqt-mokuzou@ki.mlit.go.jp

(3) 方法

上記担当部局にて電子媒体をもって配布する。

公募要領の交付を希望する場合は、(2)の電子メールアドレスへその旨連絡すること。

5 提案書等の提出期限及び方法

(1) 提出期限

令和6年3月27日(水)18時まで(必着)

(2) 場所

5(2)の担当部局

(3) 方法

・以下のソフト及び形式で作成したデータを電子メールで提出すること。

「Just System 一太郎 2004～」 「Microsoft Word2003～」

「Microsoft Excel2003～」 「Adobe Acrobat Reader4.0～」

※ 応募に関する質問は、公募要領に記載した方法(電子メール)にて受け付ける(来訪等による問い合わせには対応しない)。

6 審査・採択方法

提出された提案書等について、書類審査等による評価を行い、一定の評価を得た提案書等を提出した者を当該事業に係る令和6年度予算の範囲内で採択する。

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は5(2)に同じ。

(3) 提案書等の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された提案書等は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書等に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書等を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

(6) 採択された提案書等は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採択されなかった提案書等は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書等を提出する際に申し出ること。

(7) 詳細は公募要領等による。